

「みなとの賑わい創出担い手育成支援事業」
モデル事業募集要綱

1. 目的

みなとの景観・自然、歴史・文化遺産、食、レクリエーションなどの資源を活用した住民参加型のみなとまちづくりによって、賑わい拠点を形成し、地域の活性化を図ることが求められている。このためには、港湾が所在する市町村等の地元行政や市民・NPO等の地域の担い手が協働することが必要である。

以上のような状況から、国土交通省港湾局では、市町村による地域の担い手の育成や、市町村と地域の担い手との協働を支援し、これらのあり方について検討するため、市町村によるモデル事業を募集する。

2. 概要

当事業は、継続的な賑わい創出の体制を構築するために、港湾所在市町村がNPOを育て、自立を促し、かつ、協働しながら「みなと」を拠点とする賑わい創出の取組みを進めることを支援する。当事業のケーススタディとして港湾所在市町村が中心となるモデル事業を支援する。

港湾所在市町村が取り組みたいモデル事業を応募し、国土交通省港湾局（以下、単に「港湾局」とする）が他の地域の先進事例となりうる可能性が高いと判断されるものを選定する。

3. 当支援事業におけるモデル事業の応募要件

港湾所在市町村が主体であること。

港湾所在市町村が主体的に地域（市民・NPO・民間企業等）をとりまとめ、地域の賑わい創出に取り組む意志があること。

港湾所在市町村は、「みなと」を拠点とする地域の賑わい創出の取組みを継続的に進めるための事業計画を策定する意志がある、もしくは、その基本的な方針を有していること。

事業計画の策定等、今年度に行うべき取組みが明確であること。

4．モデル事業の応募

モデル事業を応募しようとする市町村（以下、「応募者」という）は、本要綱の3．に掲げる要件に適合した事業計画（案）（別添様式 - 1，2）を、港湾局に対して送付するものとする。この場合、応募者は下記に掲げる事項に留意することとする。

市町村の役割を明確にすること。

関係する港湾施設等の施設を管理していない者が応募者である場合にあっては、申請について当該施設を管理する者と調整を図ること。

モデル事業の検討体制として想定している主要な構成組織等の関係者と、モデル事業の方針について調整を図ること。

5．支援対象の選定

港湾局は、4．の応募があった場合において、応募申請書等の記載内容が3．に掲げる要件に適合し、支援対象として選定されたときは、その旨を応募者（以下、これを「被選定者」とする。）に通知するものとする。なお、港湾局は応募者に対し、3．に掲げる要件に適合することを確認することができる。

なお、港湾局は応募者を支援対象として選定する際には、必要に応じて有識者の意見を聴くものとする。

選定にあたっては、今後の「みなと」を拠点とする地域の賑わい創出に取り組む市町村・NPO等の取組みに、幅広く還元できることに配慮する。

6．支援内容

当事業の目的達成のための、下記取組みを支援する。

- ・NPO等の育成
- ・NPO等と連携した活動計画の策定
- ・NPO等と連携した社会実験の企画・実施 等

7．モデル事業の成果公表

被選定者が実施するモデル事業成果については、公表を予定している。